

重度心身障害者医療費助成を償還払いから現物給付へ変更を求める意見書

国における障がい者行政は、「障害者差別解消法」が平成２８年４月１日施行されることに伴い、差別の解消の推進に関する基本方針を策定するなど、共生社会の実現に向けての整備等が図られてきたところであるが、症状が重い重度心身障害者に対する医療費助成については地方公共団体ごとの事業で、助成方法も様々である。現に医療の必要な重度心身障害者の負担が地方公共団体間で大きな差となっている現状がある。

現在、佐賀県では重度心身障害者が病院等で診療後、窓口で全額を支払いその後市町窓口で申請し助成金を受ける償還払い方式を採用している。

しかしながら、この償還払いでは毎月の受給者の申請が煩雑で、また、申請から振込まで相当の期間を要し、その間の病院等の受診を制限せざるを得ない状況となっている。

このため窓口で一定の自己負担額を支払えば、後は保険者と市町においての手続きで終了する現物給付方式に変更し、重度心身障害者の負担の軽減を図るよう要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１０月１４日

佐賀県唐津市議会

佐 賀 県 知 事 山 口 祥 義 様